

「町民が実感できる 政策を提言する議会」を目指して

北海道福島町議会議長 溝部幸基

◆人口減少率全国 9 位の衝撃

厚生労働省人口問題研究所が、2035 年の推計人口を
発表(平成 20 年 12 月)した。地元紙に「福島町減少率
全国 9 位」(△60.6% : 2,322 人)の記事が載り町中
におおきな衝撃が走った。

人口のピークは、昭和 31 年で 13,968 人(1 世帯 6 人)。
平成 20 年度の人口異動状況は、「転入 168 人・転出 257
人・出生 11 人・死亡 73 人」と前年比 151 人減の 5,398
人(1 世帯 2.2 人)、20 歳未満が 659 人(12.2%)、65 歳
以上の高齢者が 1,927 人(35.7%)と過疎少子高齢化が
進んでいる。

現実には、前回の予測を上回るハイペースで過疎化が
進行している。大きな要因は、少子化・経済構造等々、
地方にとっては、如何ともしがたい問題にあり、「将来
に夢と希望を！」と町づくりの中心的立場で牽引して
きた行政・議会の結果責任は大きい。

「公共事業・補助金の獲得」が行政手腕のバロメーターと中央陳情に迷走
し、遠回りをしてでも、着実にしっかりと地に足をつけ、身の丈に合った町
づくりに挑戦してこなかった。

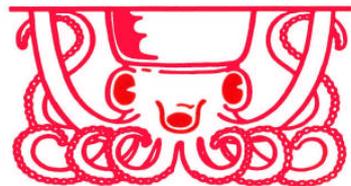
安易なその場しのぎの対処療法は、町民の気力も、自律意識も削いでしま
う結果となってしまった。本来の役割であるチェック機能を発揮できず、結
果的にそれを追認してきた議会の責任も重い。

◆「開かれた議会」づくり

議長に就任した平成 11 年から「開かれた議会」を目標に議会改革に取り組
んできた。



北海道福島町議会
議長 溝部幸基
みぞ べ こう き



横綱の里・北海道福島町



福島町議会

〒049-1312
北海道松前郡福島町
字福島820番地
TEL 0139(47)2215
FAX (47)4002



【議会hp】
<http://www.gikai-fukushima-hokkaido.jp/>
E-mail gikai@town.fukushima.hokkaido.jp
【溝部hp】
my-URL <http://www3.plala.or.jp/kouki-hp/>
my-email kouki.m@brown.plala.or.jp

改革の視点の1点目は、二元代表制としての議会の役割は何なのか、議会の主役は議員であることをしっかりと自覚し、従来の行政依存・追認の議会活動から脱皮し、主体性を持って議会の意思決定をするにはどうしなければならないかという視点。

- ・行政の諮問機関から議員撤退(制度で議員の参加が決められている、都市計画審議会・民生委員推選委員会・青少年問題協議会以外)
- ・事前協議(全員協)の原則中止(開催の際は、本会議場でビデオを入れ、傍聴を認める。)
- ・不当要求行為の防止条例制定(「公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針」を議会決議→「町政への働きかけの取り扱いに関する要綱」を行政側が策定→議会が防止条例を提案。政治倫理基準の遵守を謳っている。)
- ・議長から改革情報の発信(年頭所感、定例会開会挨拶、懇談会)

2点目は、4年に一度議員を選挙する住民の意向を行政に反映させるための住民参画で、議会活動を住民によく理解してもらうために情報を共有するという住民の側に立った視点。

- ・会議の原則公開(情報共有、傍聴機会の拡充)
- ・取締る→歓迎する傍聴規則(議員を選んだ住民を取締る規則でよいのか。写真・ビデオ撮影を認める。子供(幼児)の傍聴も認める。)
- ・傍聴者への議案(資料)配布(議員と同じ資料を提供し審議内容が解りやすくした。)
- ・住民懇談会の積極開催(情報の共有、住民意見をしっかりと聴取し行政へ反映。)
- ・選挙公報の発行(候補者1人800枚の選挙用はがきを申し合わせで止め、候補者全員の公約を掲載し全戸配布。経費節減となる。)
- ・議会、議員の評価制度導入(議会・議員の活動を知っていただく。1年の活動を振り返り問題点を整理し、総括的な反省を踏まえて次年度の目標設定をする。)
- ・夜間休日議会の開催(3月議会の夜間議会で一般質問。初議会を土曜日開催。)
- ・議会単独ホームページ開設(町HPの議会コーナーからスタート→議会コーナーの内容充実により容量が全体の2分の一を超える状態。→議会単

独開設→町 HP も充実)

- ・議員研修会(講演会)への住民参加(情報を共有し、議会活動を知っていただく。)

3点目は、地方分権改革、三位一体改革、市町村合併推進等々、国全体が大きく変動している社会情勢の中で保守的な議会・行政といえども、変わっていかねばならないという視点。

この三つの視点で、全国の先進事例を参考にしながら「気がついたことから・できる事から」を合言葉に現行法でできるものから順次取り組んできた。

町政の「計画・執行」と町民に見えやすい部分を担当する行政に比べ、「決定・監視」する議会の活動は、町民に見えづらく、解りづらい仕組みになっている。歓迎する傍聴規則、議会だより・議会単独ホームページの開設・会議録・録画映像の貸出し・懇談会と情報共有するための努力はしてきたつもりであるがあまり成果は見えず、依然としてこちらが思うほど議会や議員のことがよく理解されていない現況だ。

調査段階での討議による議会の意思の反映は多くの場面であった。

- ・公共下水道計画の中止(総事業費 130 億・起債 50 億、基本計画作成後中止)
- ・温泉ホテル構想の中止(町営で宿泊 100 人規模、計画段階で議会調査を経て中止)
- ・財務システム更新でのプレゼンテーション実施(約 4,000 万円コスト削減)
- ・選挙の平日投票(170 万人件費削減、選挙期間に土・日を挟む、期日前投票の徹底)
- ・予算説明書の様式改善(項毎の割付を改善し空白欄を最少に、120P 削減)
- ・町づくり基本条例早期制定(一般質問・所管調査、年頭所感等で策定を促がす)
- ・情報公開の充実(議会 HP の先行充実により、町 HP も充実してきた)
- ・火葬場建設費の抑制等(常任委の所管調査から特別委設置、規模縮小 1.1 億削減)
- ・合併問題の対応(任意合併協議会の段階から特別委設置、合併破綻後に議会主催で住民説明会を開催：破綻に至る経過、議会の判断、議会改革等説明し意見交換)等

いずれの段階でも、行政が町民に向かって、「議会のお陰でこれだけ節減されました」、「良くなりました」と話(説明)したことはなかった。

隣町との合併をせず、自立の道を選択、厳しい状況の中で財政破綻を回避することに一定の役割を果たしてきたと思う。しかし、提案に対し、町民に解るよう議会が主体性を持ちはっきりと対論・修正案等を示すことが少な

ったとも思う。

- ・教育委員不同意（教育長他1名）
- ・機構改革案の否決等

「議会が無くなって困りますか」「議員はなぜ必要なのか」と問われて明解に答えられる議員はどれだけいるだろうか。「報酬を下げろ」、「定数を減らせ」、「無くしてしまえ」との声もある。「見えない議会」「議会活動が実感できない」状況は、並大抵の努力では払拭できない。

※参考資料①「福島町議会の「開かれた議会」の主なあゆみ」

◆改革への思いを込めて→ 善政の競い合い

平成19年6月、改選を前に総括的な議会報告を兼ねた町民懇談会を開催。「開かれた議会づくり」の課題と合わせて、平成21年度議会基本条例施行に向けて19項目のタイムスケジュールを示した。改選後の初議会（平成19年9月1日（土））では、議長・副議長を志す者が所信を述べる機会（所信表明）を設定、本会議を休憩し全員協議会の形で実施した。「開かれた議会づくり」をさらに進め、「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指すことを強く訴えた。新たな議会構成の中で、議会基本条例制定に向けての課題・工程を再確認し、議会運営委員会を中心に精力的に作業を進めてきた。

議会基本条例の前文では、「開かれた議会」づくりの集大成として、決してこの改革を後退させてはならないとの強い思いが込められており、合議制の議会と独任制の町長が緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、善政を競い合うとして、改革の3つの視点を忘れることなく、不断の努力を続けることを約束している。

善政のイメージは、まず、行政を追認してきた今までの議会活動について、全てを否定する訳ではないが、「結果責任」としてしっかり認識し反省することだと思う。その上で、議会として、議員としてしっかりと「役割分担」する事を意識し、町の未来を展望し、未来へ挑戦する「協働の町づくり」へと行動（議会活動）する事と考えている。

基本条例を作ることが目的ではない、町づくり基本条例と議会基本条例の目的達成のための実行課題は、「住民・議会・行政の協働」だ。両基本条例の実践で過去の手法を反省し、如何に住民の意識を高め、単なる受け身の参加

から積極・能動的な参画・協働へ結び付けることができるかが重要だ。そのための役割分担を実践していく実行計画を示す事が大切になる。

(目的達成のための実践目標 — 「あるべき議会像」 —)

① わかりやすく町民が参画する議会

- ・すべての会議を原則公開(本会議、委員会、全員協議会等)
- ・議会への参画を奨励する規則(議員を選挙する住民も協働で町づくりに参画する機会と位置付ける)
- ・議会報告会の開催(言いつぱなし、聞きつぱなしの非公式な従来の懇談会から、広報広聴常任委員会の正式な調査活動として位置付ける。)
- ・議会白書の公表(「開かれた議会づくり」として時系列に整理してきた内容を精査し白書として公表。年間の議会活動、議会・議員の評価、政務調査報告等)
- ・「議会・議員評価」の義務化(努力規定としてきたが、行政評価を議会が評価することから、自らの評価を義務化した。)
- ・採決態度公表(会議録で採決態度が分かるよう議長口述を変更。少数意見確認、議会だよりでの公表)
- ・政務調査費の公表(領収書を全て添付した報告書の提出を義務付け、議会HPで公表。)
- ・議長、副議長選の所信表明(初議会の本会議で実施。運営基準で議事日程に組込む。)

② しっかりと討議する議会

「討議」とは、議員間、行政と議員は勿論であるが、住民との討議をしっかりとすることが重要であり、そのための機会を積極的に提供していかなければならない。

- ・主体的、機動的な議員活動をする通年議会(会期を会議条例で会計年度とし、町長の「告示、召集」行為を削除。会期に制約されてきた議会活動を現実の範囲と捉える。)
- ・委員外議員制度活用(定数削減を補い、議員の主体的な活動を促し、常任委員会活動の活発な展開を期待。)
- ・質疑(質問)の回数・時間制限撤廃(一般質問の通告→答弁書提出を条例に明記。)

- ・町長等の反問制度(反問から討議へ展開していくことを期待。)
- ・適正な議員定数、議員歳費の決定(適正な標準を住民に示し合意形成を図る。)
- ・自由討議による合意形成(討議により議会の意思を一定の方向にまとめ行政に示す。)
- ・傍聴者の討議参加(常任委で試行し、本会議での実施を目指す。)

③町民が実感できる政策を提言する議会

- ・善政競争による政策提言(単なる質疑、質問から提言型の討議により善政を競う議会。)
- ・政策形成過程の資料提出(資料の提出を義務化。)
- ・議決事件の拡大(11計画：議会も責任を分担。)
- ・行政(事務、事業)評価の実施(決算審査資料と合わせて提出、議会として評価。)
- ・附属機関の設置(必要に応じて設置。：定数、歳費、基本条例の実行計画等の諮問。)

*参考資料②「議会基本条例のイメージ図」

◆政策提言への挑戦&議案の修正

福島町の第4次総合開発計画は、合併・財政問題を抱えながら、平成18年度にスタート。平成22年度から後期計画(～26年度)を施行すべく現在計画の見直しを進めている。

総合開発計画への提言は、「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指す議会の具現化に向けた初めての取り組みとなった。

現行計画時からの状況(背景)変化を考慮し、重点目標である「雇用を支える産業の活性化と掘り起こし」、「情報の共有と町を支え・育てる人づくり」をテーマとした。

常任委員会で所管調査を実施、関係団体等の意見聴取(交換)を経て、各議員の具体的な施策を踏まえた意見を両委員会の調査意見として集約し、全員協議会での議論を経て提言書として町長に提出した。

併せて、平成22年度からの本格導入を目指して専門機関に委託検討している行政(事務事業)評価について、試行的に評価を示した3事業(・健康横

網応援プロジェクト事業・町営住宅建替事業・産業活性化サポート事業)について、議員個々の評価(質的・量的・現状と今後の方向性)を集計し、議会の評価を提出した。

また、政権交代による政策転換で「子育て応援特別手当」が執行停止となった中で、町長は、唐突に単独実施を打ち出し、所定の手続き(財源組替えの予算補正)もせずに執行作業を開始、新聞・テレビの発表で議会側が知ることとなった。

議会は、「…政権交代による政策の転換が予測され、国主導の本事業が早い段階で中止の方向が示され、新年度での代替事業(子ども手当)が検討されている状況、各自治体の対応、厳しい財政運営下での町単独での実施は、慎重な検討が必要であり、今回の対応は、疑義が残る。議会の役割を無視し、議会のあり方を軽視した横暴な一連の対応は、看過しがたいものであり、強く反省を求めるものである。住民・議会・行政の協働を謳い、政策の形成過程での資料提供を推奨している基本条例の主旨からも、納得のいく経過説明と応分の謝罪を求めるものである。」との議会運営委員会の意見を示し、通年議会の対応で急遽提案された補正予算を議会は、修正(否決)した。

◆議会事務局の整備・強化が必須

二元代表制の一翼を担う議会として、しっかりと行政と対峙し、その役割を充分果たすためには、議会事務局の体制強化も必須の要件だ。議会事務局の役割は、①議員対応(情報収集・庶務等)、②行政対応(調整・情報共有等)、③住民対応(広報広聴・協働参画等)と大きく三つある。特に過疎化が進行する小規模自治体議会議員の専従状況を考慮すると、行政側と比較し、まともに討議をする体制となっているとは言えず、事務局に依存する度合いが高くなっている。しかし、財政悪化の状況下では、経常経費で大きなウエイトを占める人件費の抑制が課題となり、厳しい職員定数管理のもと、議会事務局の人員増は、全く不可能であり逆に削減を求められている状況にある。

過疎化に歯止めが利かない小規模自治体の議会は、どうあるべきかの議論もあるが、地方分権改革が進行する中での議会の役割は拡大し、責任もますます重くなっている。事務局の人的体制(質量的)が課題であり、上部関連団体と連携して引き続き強く訴えなければ実現は難しく、当面、人事交流で質的な体制強化を目指す事で妥協せざるを得ない。福島町の議会事務局体制

は、正職員（事務局長、総括主査、主事）3名、臨時職員（会議録反訳委託にかえた）1名の計4名であり、監査委員事務局を兼務しているが、同規模の町村議会事務局としては平均を上回る状況にある。4月の人事交流で、行政側の企画・財政を経験した総括主査、町の基幹産業である水産漁業を担当してきた主事を迎え、「開かれた議会づくり」のスタートから関わり苦勞してきた事務局長を中心に「町民が実感できる政策を提言する議会」の実現に向けた体制ができた。勿論まだまだ充分ではないが、私自身の議員生活の中で一番充実した事務局体制だと思っている。

◆情報共有から参画・協働へ

議会評価で課題としていたインターネットでの議会映像配信システムは、整備を終えて12月から本格配信（HPから）している。本会議場で開催される会議（本会議・特別委員会・全員協議会等）はライブ（生）中継、委員会室についても録画が可能となり、出先（移動先）での会議、行政側の各種会議、行事についても録画配信（オンデマンド）が可能となった。

住民への議会・行政の情報発信がさらに充実し、今後は、単なる情報共有から立案・決定・執行・監視（評価）のあらゆる段階で、しっかりと討議ができ、住民・議会・行政が一体となって参画する「協働の町づくり」への内容（質）が問われる。そのことを議会・議員としても強く意識し積極的な参画・協働へ結びつく機会を出来るだけ作っていかなければならない。

【 情報発信の現況と課題】

議会と住民の情報共有は、住民自治の根幹であり、そのための手段として、議会傍聴の奨励・議会だよりの発行・町民懇談会等を実施してきたが、住民の理解を得るという点では、未だ満足する状態となっていない。従来の手法をさらに充実させる工夫をし、新たな機会の提供としてHP・映像配信システム導入も積極的に検討してきた。

議会改革の初期段階でインターネットでの情報発信を検討し、現在、議会単独のホームページを開設している。動画配信についても、具体的な導入に向けて検討してきたが、合併問題、財政状況悪化による自立プラン計画により、実現の見通しが立たず、議会評価の課題として位置付けられてきた。

議会活動の目標（基本事項）のひとつである「町民がわかりやすく参加（参画）する議会」をめざした住民との情報共有は、動画で情報提供することにより、住民の理解と関心を高めることにつながるとし、国の景気対策事業として「インターネ

ット映像配信事業（交付金 100%事業）」を実施した。

町内におけるインターネット接続件数は、500 件程度で全体の約 20%とまだ少ない状況にあるが、情報通信網の急速な普及状況を考えると方向性は間違いなく、早急な対応が期待されていた。

ネット映像配信の活用は、議会のみならず行政サイドの情報発信（イベント紹介・事業の案内・諮問機関等会議の配信等）としての有効活用も期待される。

ライブ中継や録画配信でいつでも都合に合わせて見ることができ、議会活動がより理解され、情報共有につながり、町民から議会・行政への発信が促進され、参画・協働の活性化が期待される。

情報収集（実践情報を交換等）、双方向性、容量調整、You Tube のスポット的な活用など政策討議（議案審議）に役立つ、わかりやすく、使いやすい仕組みとしての課題もたくさんある。理想的な整備は、難しいと思うが、何よりも大事なことは、画質やスピードより住民の期待に応えられる内容の充実であることを肝に銘じなければならぬ。住民にとって魅力のある議会づくりの一番の課題は、議員個々の資質の向上であることも間違いない。

○HP の編集方針（特徴）

- ・議会の情報は迅速に全て提供（公開）する基本的な考え方（プライバシーや機器等で制約される以外）
- ・更新時間の短縮、経費節減のため職員が作成
- ・ホームページを見る方が議会のことをよくわからないという前提で、できる限り分かりやすくする
- ・基本的に担当者の判断で掲載内容等を自由に決められる
- ・何よりも、ホームページ掲載に値する内容となるように議会活動を充実させる

○HP の設置状況

- ・契約先 NTT コミュニケーションズOCNホスティングサービス
（メール&ウェブ スタANDARD）
- ・利用上限容量 600MB（現在使用料 約 372MB：平成 21 年 12 月）
- ・料金(月額) 5,985 円(税込)
- ・編集ソフト IBM ホームページビルダー
- ・編集者 議会事務局職員

*参考資料③「福島町議会ホームページの構成」、「議会だよりの構成」

*参考資料④「福島町議会映像配信システム概要・システムイメージ図」

◆常識に疑いを持つ事から

議会・議員に関するテレビや新聞の報道は、相変わらず悪い事ばかりで、頑張って活躍しているという話は殆どない。公共事業への不当介入、政務調査費の悪用等々、批判されて当然の醜態が続き、結果、いつまでたっても住

民の信頼は回復されず、議会活動に対する疑心暗鬼は払拭されない。「議員定数削減」、「議員報酬削減」の声は収まらず、「議会不用論」まで出てくることになる。議会改革に真剣に取り組み挑戦しても大きな抵抗を受けその壁を破ることができない状況がまだまだ続いている。

新政権の地方政策は、国が主導する「地方分権」から地方自治体が主体的に実践する「地域主権」へと大きく転換する方針を示した。

目指す地方制度は、画一的なものではなく、地方自治体にとっての選択肢を可能な限り多く設定することに意義があり、じっと受身で待つのではなく、自ら完全な自治体として「自由と責任」をもった真の地方政府を目指す徹底的な意識改革を進めなければならない。

行政・議会という超保守的な組織を改革することはまだまだ至難の業だが、自分を変えることは可能だ。議員として、まずは、「行政・議会そして自分（議員）の常識に疑いを持つこと」から始める事を提案する。